

広報いなかだてに掲載する広告の取扱いに関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、広報いなかだて（以下「広報紙」という。）に掲載する広告の取扱いを定め、併せて適切な村政情報の提供を資するとともに、自主財源の確保を図ることを目的とする。

(掲載の範囲)

第2条 掲載できる広告は、村民生活に関連したものであって、その範囲は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 広報紙の公共性、中立性及びその品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業に該当するもの
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に係るもの
- (4) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
- (5) その他、掲載する広告として妥当でないと村長が認めるもの

(広告の掲載順序)

第3条 掲載する広告の種類及び掲載の順位は、次のとおりとする。

- (1) 国、地方公共団体、公社、公団、公益法人及びそれに類するもの
- (2) 私企業のうち、公共的性格のある企業で、村内に事業所等を有するもの
- (3) 前2号に掲げるもの以外の私企業及び自営業で村内に事業所等を有するもの
- (4) その他、掲載する広告として妥当であると村長が認めるもの

(広告の掲載位置)

第4条 広告の掲載位置は、中面の下1段（2号広告・その半分が1号広告）、2段（3号広告）又はA4サイズ全面（4号広告）とする。

(広告の規格と掲載料)

第5条 広告の規格と掲載料については、次のとおりとし、白黒印刷とする。この場合において、広告掲載料は、消費税及び地方消費税を含むものとする。

- | | | |
|----------|---------------|---------|
| (1) 1号広告 | 縦45mm×横83mm | 5,000円 |
| (2) 2号広告 | 縦45mm×横170mm | 10,000円 |
| (3) 3号広告 | 縦100mm×横170mm | 20,000円 |
| (4) 4号広告 | 縦260mm×横170mm | 40,000円 |

(掲載希望者の募集)

第6条 村長は広報紙等により広告掲載希望者を公募できるものとする。

- 2 前項に関わらず、村長は、第1号及び第2号に該当する団体等に対し、広告掲載の案内をすることが

できる。

- 3 広告掲載希望者が募集枠に満たないときは、第3条に定める企業に対し、広告掲載の案内をすることができるものとする。また、広告掲載希望者が複数の掲載枠の利用を希望するときは、これを認めるものとする。

(広告の申し込み)

第7条 広告を掲載しようとする者は、広告掲載申込書(別記様式1)に掲載しようとする広告の原稿を添えて発行月の前月10日までに村長に申し込むものとする。

(広告掲載の決定)

第8条 村長は、前条の申込書を受理したときには、第2条に基づき掲載の可否を決定するにあたり、掲載を適当と認めるかについて付議する。また、同一広告掲載位置に、2つ以上の同順位の申し込みがある場合は、抽選とする。

- 2 前項の規定に基づき、広告掲載の可否を決定したときは、その結果を申込者に通知(別記様式2及び別記様式3)するものとする。
- 3 広告掲載の決定通知を受けた申込者(以下「広告主」という。)は、速やかに掲載しようとする広告の版下原稿を提出するものとする。

(広告掲載料の納付)

第9条 広告掲載料は、掲載の決定後村長の指定する期日までに、一括前納するものとする。ただし、村長が特別な理由があると認めたときは、この限りでない。

(広告主の責任等)

第10条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

- 2 版下原稿の作成経費は広告主の負担とする。

(広告掲載の取り消し)

第11条 村長は、広報紙の編集・発行上支障があるとき、又は村長が指定する期日までに版下原稿を提出しなかったとき、若しくは広告掲載料を納入しなかったときは、広告の掲載を取り消すことができる。

(広告掲載料の還付)

第12条 広告掲載が決定した後、広告主の責に帰さない理由により、広告が掲載できなかったときは、広告掲載料を還付する。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は村長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。